

マイナンバーカードが 保険証として使えます。

患者の皆さまへ

- 当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めます
- 正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします

マイナ受付を用いたオンライン資格確認について



どんないいことがあるの？



保険証の代わりにマイナンバーカードで

マイナ受付



より良い医療を受けることができます！

医療機関を受診した際に、お薬の情報や特定健診の結果の提供に同意すると、医師等からご自身の情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。

窓口で限度額以上の支払いが不要になります！

高額な医療費が発生する場合でも、マイナンバーカードを保険証として使うことで、ご自身で高額な医療費を一時的に自己負担したり、役所で限度額適用認定証の書類申請手続きをする必要がなくなります。

(注) マイナンバーカードの健康保険証利用には事前の申込が必要です。

申込方法については、厚生労働省のWebサイトをご覧ください。

※ オンライン資格確認にあたり、加入する健康保険の記号・番号等の個人情報を『審査支払機関又は保険者への照会』目的で利用することとなります。

なお、**健康保険証でもこれまでどおり受診可能です。**

受診の際の保険（証）の確認時には、**健康保険証、マイナンバーカードのいずれかを窓口へご掲示ください。**

また、公費負担医療制度（こども医療など）をご利用中の方については、各種証書のご提示は引き続き必要となります。